

# ○大府市文化芸術特別賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第1号）第3条第2号に該当する者のうち、文化芸術の分野において国際的又は全国的な舞台で高い評価を受け、市民に喜びや励ましを与える等その功績が顕著な者に対して、大府市文化芸術特別賞表彰（以下「文化芸術特別賞」という。）を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 文化芸術特別賞を受けることができる者（団体を含む。）は、市民、本市の出身者又は本市に縁故の深いもので、次の各号のいずれかに該当し、その功績が本市の文化振興にとって意義深いと認められるものとする。

- (1) その分野において国際的に重要と認められるコンクール、展覧会等において、ファイナリスト、公式選抜、ノミネート等の顕著な功績を収めた者
- (2) 国際的な文化芸術活動において専門家、関係機関等から高く評価された者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術分野において顕著な功績がある者

(表彰審査)

第3条 受賞候補者は、大府市表彰条例施行規則（昭和48年大府市規則第8号）第3条に規定する表彰審査会において選考し、市長が受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第4条 受賞者に対し、表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。